

北海道告示第11350号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和3年3月16日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年11月16日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードDエクスプレス見山店
苫小牧市見山町2丁目3-3 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 豊月 代表取締役 豊岡憲治
芦別市南2条東1丁目5番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) フードD365見山店
(変更後) フードDエクスプレス見山店

(4) 変更の年月日

令和2年10月8日

(5) 変更する理由

店舗名確定のため

2 届出年月日

令和2年10月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年11月16日（月）から令和3年3月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで、翌年の1月2日及び3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで